

第 1 6 号議案

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提案理由 )

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）等の改正に伴い、等級別基準職務表に関し規定の整備を図る等のため提出します。

## 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の給与に関する条例（昭和26年9月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「別表第6に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第4項中「職を」の次に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第6条見出し中「昇格昇給」を「昇格昇給等」に改め、同条第8項中「第2項から第5項まで」の次に「及び第7項」を加え、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、東京都台東区職員の分限に関する条例(昭和35年3月台東区条例第5号)第7条の規定により、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第6条の3中「第6条第7項」を「第6条第8項」に改める。

第12条第1項第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2項第2号中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第19条の2第1項第3号中「東京都台東区職員の分限に関する条例（昭和35年3月台東区条例第5号）第2条」を「東京都台東区職員の分限に関する条例第2条第1項」に改める。

第 21 条の 3 第 2 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

第 22 条の 2 第 2 項中「別表第 7」を「別表第 8」に改める。  
付則第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 別表第 6 の規定の適用については、当分の間、同表アの部 4 級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同表イの部 2 級の項中「技能主任の職務」とあるのは「技能主任の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部 3 級の項中「技能長の職務」とあるのは「技能長の職務又は困難な業務を処理する技能主任の職務」と、同部 4 級の項中「統括技能長の職務」とあるのは「統括技能長の職務又は困難な業務を処理する技能長の職務」とする。

別表第 7 を別表第 8 とし、別表第 6 を別表第 7 とし、別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

## 付 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 降給の場合における行政職給料表 ( 二 ) の改正に伴う経過措置の取扱い )

2 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( 平成 1 9 年 1 2 月台東区条例第 5 6 号 ) 付則第 2 項及び第 3 項の規定により人事委員会が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものの改正後の第 6 条第 7 項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

### ( 委 任 )

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。